

グリーン購入法の施行準備状況について

平成 13 年 1 月 26 日
経済産業省リサイクル推進課

1. グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）は、国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的として、平成 12 年 5 月に成立・公布された。
2. その後、政府においては、本年 4 月の同法施行に向けて、国等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向や重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目）の種類及びその判断の基準、当該基準を満たす物品等（特定調達物品等）の調達の推進に関する基本的事項等を定める基本方針の策定に向け、「グリーン購入法に係る特定調達品目検討委員会（座長：山本良一東京大学教授）」を開催して、検討を実施してきたところ。

平成 12 年 9 月 第 1 回委員会（検討すべき品目の例等の検討）
10 月 第 2 回委員会（作業部会の検討状況等の検討）
11 月 第 3 回委員会（基本方針骨子案等の検討）
基本方針の概要（案）のパブリックコメント
12 月 第 4 回委員会（基本方針等の検討）

3. 現在、上記の検討結果を踏まえ、基本方針の閣議決定に向けた政府部内の検討作業を行っている。なお、特定調達品目については、平成 13 年度以降も原則年 1 回追加・見直しを行うこととなっている。

（別添 1）グリーン購入法の仕組み

（別添 2）環境庁がパブリックコメントに提出した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の概要（案）」

（別添 3）パブリックコメントにかかる主な意見（第 4 回委員会資料として環境庁が作成・提出したもの）

グリーン購入法の仕組み

(別添1)

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)

目的 (第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、

- ① 国等の公的部門における調達推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達推進

「基本方針」の策定 (6条)

調達推進の基本的方向、特定調達品目及びその判断の基準など各機関が調達方針を作成する際の基本的事項などについて定める。

国等の各機関 (第7条)

(国会、裁判所、各省、独立行政法人等)

毎年度「調達方針」(特定調達物品等及びそれ以外の環境物品等の調達目標等について定める)を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請 (第9条)

地方公共団体 (第10条)

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進 (努力義務)

環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮 (第11条)

事業者・国民 (第5条)

物品購入等に際し、できる限り、環境物品等を選択 (一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等 (第12条)

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体 (第13条)

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国(政府)

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供 (第14条)
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討 (附則第2項)

(注) 本法の全面施行は平成13年4月1日、その準備のための基本方針の作成等は同年1月6日

環境物品等の調達推進に関する基本方針の概要(案)

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

- ・廃棄物・リサイクル問題や地球温暖化問題等の環境問題の深刻化と物品等に伴う環境負荷の低減の必要性。
- ・環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的購入は、これらの物品等の市場形成、開発の促進に寄与し、持続的発展が可能な社会の構築に貢献。
- ・国民経済に大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「各機関」という。）による率先的な調達推進を呼び水として、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要。

(2) 調達推進の基本的考え方

- ・国及び独立行政法人等は、毎年度、それぞれ基本方針に即して環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、その事務又は事業の実情に応じて、可能な限り、環境物品等の調達を推進。
- ・物品等の調達に当たっては、可能な限り、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮した物品等を選択。
- ・物品等の調達に当たっては、本法に基づく環境物品等の調達推進を理由として、調達総量が増加することのないよう配慮。
- ・調達された環境物品等については、長期使用や適正使用、分別廃棄などを確実にを行い、環境負荷の低減に着実につながるようにする。

2. 特定調達品目及びその判断の基準等

(1) 特定調達品目及びその判断の基準等に関する基本的考え方

- ・各機関は、調達方針において、別添に定める特定調達品目毎にその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の定め方に従って、毎年度、調達目標を設定。
- ・特定調達品目は各機関が共通して調達する物品等を中心として選定。今後、品目の追加・見直しを行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、国民からの提案も踏まえた上で、関係省庁等との調整及び学識経験者からの意見聴取を行うこととする。
- ・特定調達品目毎の判断の基準は、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮しつつ、実際の調達に当たっての指針とするため、数値等の明確性が確保できる事項について設定。

- ・現時点で数値等の明確な基準が設定しがたい事項等であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、「配慮事項」として設定。なお、調達を行う機関は、「配慮事項」を適用するに当たっては、判断理由を示すなど調達手続の透明性や公正性の確保に十分配慮するよう努める。
- ・特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及状況、科学的知見の充実等に応じて適宜改定。
- ・判断の基準は各機関が調達を進めるに当たっての一つの目安を示すもの。環境負荷の低減効果は相対的なものであり、判断の基準を上回る物品等はもとより、下回る物品等であっても相応の環境負荷低減効果を持つ。したがって、判断の基準を満たす物品等が一義的に「環境によい」物品等であるとして、これのみを推奨するものではない。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

別添のとおり。

(3) その他の事項

- ・特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中で幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

- ・各機関において環境物品等の調達責任者を指名。会計・調達担当部局の主体的な関与があることとし、その推進体制について調達方針に明記。

(2) 調達方針の適用範囲

- ・調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するが、特殊部門等については、理由を明記した上で、別途個別の調達方針を作成すること、調達方針の適用対象から外すことも可とし、調達方針の具体的な適用範囲については調達方針に明記。

(3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法

- ・各機関における特定調達物品等及びそれ以外の環境物品等の調達実績の取りまとめ及び公表の方法については別途定める。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

(5) 環境物品等に関する情報提供の推進 等

グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断の基準等（案）

「判断の基準」：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙)	【判断の基準】 ①コピー用紙については、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 ②フォーム用紙については、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 ③塗工するものについては塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
印刷用紙	【判断の基準】 ①古紙配合率 70%以上であること。 ②非塗工印刷用紙については、白色度 70%程度以下であること。 ③塗工印刷用紙については、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
衛生用紙 (トイレットペーパー)	【判断の基準】 ○古紙配合率 100%であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目毎に当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

納入印刷物

(1) 品目及び判断の基準等

納入印刷物の仕様	印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす印刷用紙を使用すること。
----------	------------------------------------

(2) 目標の立て方

当該年度の印刷物の発注総数(件数)に占める基準を満たす納入印刷物の発注件数の割合とする。

文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具共通	【判断の基準】 [●については特記を優先] ○金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が少ないこと。
シャープペンシル 替芯	[容器に適用]
ボールペン	【配慮事項】 ○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換・補充できること。
鉛筆	【配慮事項】
スタンプ台	○インク、液が補充できること。
朱肉	
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
定規	
トレー	
消しゴム	[巻紙（スリーブ）又はケースに適用]
ステープラー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	[容器に適用]
クラフトテープ	【判断の基準】 ●本体については古紙配合率40%以上であること。 【配慮事項】 ○水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
ブックスタンド	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	

テープカッター	
パンチ	
モルトケース	
鉛筆削	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	【容器に適用】 【配慮事項】
OAクリーナー(液タイプ)	○内容物が補充できること。
レターケース	
マウスパッド	
カッターナイフ	
OHP フィルム	【判断の基準】 ●再生プラスチックが30%以上使用されていること。
絵の具	【容器に適用】
墨汁	【容器に適用】
のり(液状)	【容器に適用】
のり(澱粉のり)	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
のり(固形)	【容器・ケースに適用】
のり(テープ)	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
カードケース	
チャック付きケース	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 ●古紙配合率40%以上であること。
けい紙・起案用紙	【判断の基準】
ノート	●古紙配合率70%以上であること。 ○塗工紙にあっては塗工量が両面で30g/m ² 以下であること、非塗工紙にあっては白色度が70%程度以下であること。
インデックス	【配慮事項】
付箋紙	○水溶性または水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
ごみ箱	
リサイクルボックス	
名札(机上用)	

(2) 目標の立て方

各品目毎の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○ 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ① 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

(2) 目標の立て方

各品目毎に当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合とする。

○A機器

1. コピー機

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)	【判断の基準】 ①コピー機（毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く）にあつては、表1に示された区分毎の基準を上回らないこと（表1中「※」部分にあつては、表2に示された区分毎の基準を満たすこと。）。 ②大判機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外）にあつては、表3に示された区分毎の基準を満たすこと。 ③複合機にあつては、表4（大判複合機にあつては表5）に示された区分毎の基準を満たすこと。（出荷時にコピー機能のみを有するものについては①の基準を適用する。） ④拡張性のあるデジタルコピー機（モノクロコピー機以外）にあつては表6、拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては表7に示された区分毎の基準を満たすこと。 共通 ⑤古紙配合率100%配合の再生紙に対応可能であること。 ⑥使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 ⑦使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 【配慮事項】 ①分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。
--	--

表1 コピー機に係る基準

コピー速度(分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
～10	12	※	19	27	推奨
11～20	※	※	55	77	
21～30	※	85	99	139	必須
31～40	88	108	125	175	
41～50	123	151	181	246	
51～60	144	176	※	287	
61～70	180	221	※	391	
71～80	200	246	※	433	
81～85	258	317	※	483	

表2 コピー機に係る基準（表1「※」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両 面 コピー 機 能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	$\leq 30\text{分}$	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	$\leq 30\text{秒}$	$\leq 15\text{W}$	$\leq 60\text{分}$	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90\text{分}$	必須

表3 大判コピー機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機以外）に係る基準

コピー速度 (CPM:1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	$\leq 30\text{分}$
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90\text{分}$

表4 複合機に係る基準（大判複合機を除く）

画像再生速度 (IPM:1分当たり の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への 移行時間	両 面 コピー 機 能
$0 < \text{IPM} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	推奨
$10 < \text{IPM} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	$\leq 30\text{分}$	推奨
$20 < \text{IPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$	$\leq 80\text{W}$	$\leq 60\text{分}$	必須
$44 < \text{IPM} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 95\text{W}$	$\leq 90\text{分}$	必須
$100 < \text{IPM}$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 105\text{W}$	$\leq 120\text{分}$	必須

表4において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表5 大判複合機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当たり の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への 移行時間
$0 < \text{IPM} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	$\leq 30\text{分}$
$40 < \text{IPM}$	$\leq 4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 105\text{W}$	$\leq 90\text{分}$

表5において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表6 拡張性のあるデジタルコピー機（モノクロコピー機以外）に係る基準（大判機を除く）

画像再生速度 (IPM:1分当り の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{IPM} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	推奨
$10 < \text{IPM} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	$\leq 30\text{分}$	推奨
$20 < \text{IPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$	$\leq 15\text{W}$	$\leq 60\text{分}$	必須
$44 < \text{IPM} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90\text{分}$	必須
$100 < \text{IPM}$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$ (推奨)	$\leq 20\text{W}$	$\leq 120\text{分}$	必須

表6において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る基準

画像再生速度 (IPM:1分当り の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{IPM} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	$\leq 30\text{分}$
$40 < \text{IPM}$	$\leq 4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	$\leq 90\text{分}$

表7において、低電力モードへの移行時間は15分にセットして出荷すること。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機（複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む）の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

2. 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①電子計算機については表に示され区分毎の基準を上回らないこと。 ②使用済み製品（使用済み二次電池を含む）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

表 電子計算機に係る基準

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	32 本以上		21
電子計算機	16 本以上 32 本未満		3.6
	8 本以上 16 本未満	16 ギガバイト以上	2
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2
		4 ギガバイト未満	1.4
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		4 ギガバイト未満	0.41
	4 本未満	16 ギガバイト以上	1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.29
		2 ギガバイト未満	0.28
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト未満	0.16
	2 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12
		1 ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065

備考 1 : 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 : 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 : 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなく使用され得るものをいう。

4 : 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているものまたはキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

3. プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタまたはプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし②から④までを除く。）にあつては、表1に示された区分毎の基準を満たすこと。 ②カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分毎の基準を満たすこと。 ③A3サイズ用の用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 ④大判プリンタにあつては、表4に示された区分毎の基準を満たすこと。 共通 ⑤古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 ⑥使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 ⑦使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 【配慮事項】 ①分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ③紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------------	---

表1 プリンタまたはプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0<PPM≤10	≤ 5 分	≤10W
10<PPM≤20	≤15 分	≤20W
20<PPM≤30	≤30 分	≤30W
30<PPM≤44	≤60 分	≤40W
44<PPM	≤60 分	≤75W

※A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの（表2から表4を除く。）。

表2 カラープリンタに係る基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0<PPM≤10	≤30 分	≤35W
10<PPM≤20	≤60 分	≤45W
20<PPM	≤60 分	≤70W

※A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。

表3 A3サイズ用紙に対応するインパクト式プリンタに係る基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
≤30 分	≤28W

表4 大判プリンタに係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0<PPM≤10	≤30 分	≤35W
10<PPM≤20	≤60 分	≤45W
20<PPM	≤60 分	≤70W

※A2サイズまたは17"×22"サイズ以上の用紙に対応するもの。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

4. ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①表に示された区分毎の基準を満たすこと。 ②使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 ③使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 【配慮事項】 ①分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	---

表 ファクシミリに係る基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの 移行時間	低電力モードの 消費電力
0<PPM≤10	≤ 5 分	≤10W
10<PPM	≤ 5 分	≤15W

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

5. スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 ②分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

表 スキャナに係る基準

移行時間	低電力モード消費電力
≤15分	≤12W

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

6. 磁気ディスク

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率を表に示された区分毎の基準を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処分されるシステムがあること。 ②分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③再生プラスチック材や長期使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	--

表 磁気ディスク装置に係る基準

区分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが 75 ミリメートル超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 25.6)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 26.7)$
	ディスクサイズが 40 ミリメートル超 75 ミリメートル以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.6)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.1)$
	データ転送速度が毎秒 160 メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 17.2)$

備考：基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスクの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

家電製品

1. 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)	【判断の基準】
	① 年間消費電力量が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。 ② 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	【配慮事項】
	① 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 ② 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③ 再生プラスチック材が多く使用されていること。 ④ 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量の基準

	区分	年間消費電力量算定式
冷蔵庫	I 冷蔵庫 (冷気自然対流方式のもの)	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{ℓ})$
	II 冷蔵庫 (冷気強制循環方式のもの)	$\times V_{\text{adj}}(\text{ℓ})+178(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍庫	III 冷凍庫 (冷気自然対流方式のもの)	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{ℓ})$
	IV 冷凍庫 (冷気強制循環方式のもの)	$\times V_{\text{adj}}(\text{ℓ})+353(\text{kWh}/\text{年})$
冷凍冷蔵庫	V 冷凍冷蔵庫 (冷気自然対流方式のもの)	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{ℓ})$ $\times V_{\text{adj}}(\text{ℓ})+320(\text{kWh}/\text{年})$
	VI 冷凍冷蔵庫 (冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの)	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{ℓ})$ $\times V_{\text{adj}}(\text{ℓ})+147(\text{kWh}/\text{年})$
	VII 冷凍冷蔵庫 (冷気強制循環方式のものでVI以外のもの)	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \text{ℓ})$ $\times V_{\text{adj}}(\text{ℓ})+340(\text{kWh}/\text{年})$

注1 E: 年間消費電力量 (kWh/年)

注2 V_{adj} : 調整内容積 (単位: ℓ)

1) 冷凍室がスリースター室タイプの冷凍冷蔵庫及び冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}}=2.15 \times V$ (冷凍室の定格内容積) $+V$ (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

2) 冷凍室がツースター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}}=1.85 \times V$ (冷凍室の定格内容積) $+V$ (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

3) 冷凍室がワンスター室タイプの冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{\text{adj}}=1.55 \times V$ (冷凍室の定格内容積) $+V$ (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

(参考) スリースター室: 平均冷凍負荷温度が -18°C 以下の冷凍室

ツースター室: 平均冷凍負荷温度が -12°C 以下の冷凍室

ワンスター室: 平均冷凍負荷温度が -6°C 以下の冷凍室

注3 区分VIの特定技術とは、インバーター技術及び真空断熱技術とし、いずれか又は双方の技術を用いた冷凍冷蔵庫が区分VIに分類されるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫等(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

2. エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】
	① 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分毎の基準を下回らないこと。 ② 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分毎の基準を満たすこと。 ③ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	【配慮事項】
	① 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③ 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準

区分	冷暖房能力	基準冷暖房 平均エネルギー 消費効率
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	5.27
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	4.90
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.65
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.17
	7.1キロワット超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.96
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.96
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.20
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.12
	7.1キロワット超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	3.02
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.02
	7.1キロワット超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	4.12
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	3.07

備考1:「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2:「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準

区分		基準冷暖房平均エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.64
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.64
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.08
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.91
	7.1キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.88
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.85
	7.1キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.72
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.71
	7.1キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.23
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	2.47

備考：表1の備考1及び2は、この表において準用する。

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

3. テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○ エネルギー消費効率が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③ 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------	---

表 テレビジョン受信機に係る基準

区分		基準エネルギー消費効率算定式
テレビジョン受信機の形態	機能	
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_n=2.5S+32$
	VTR内蔵のもの	$E_n=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_n=5.1S-4$
	VTR内蔵のもの	$E_n=5.1S+24$
ワイドテレビ	VTR内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_n=5.1S-11$
	VTR内蔵のもの	$E_n=5.1S+17$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_n=5.1S+6$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_n=5.1S+13$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_n=5.1S+59$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_n=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_n=5.5S+41$

備考1:「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2:「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数525本のもの)であって、画面の横縦比が16:9のテレビをいう。

3:「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4:「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能及びMUSE-NTSCコンバータをいう。

5:「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のテレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6: E_n 及び S は次の数値を表すものとする。

E_n : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の

対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5mm以内のこと。）を使用したテレビ（倍速走査方式のものを除く。）について準用する。
この場合において、表4の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの（ワイドテレビを除く。）及びワイドテレビにあつては10を、ブラウン管の偏向角度が100度超のもの（ワイドテレビを除く。）にあつては25をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

4. ビデオテープレコーダー

(1) 品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分毎の基準を上回らないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③ 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------------	--

表 ビデオテープレコーダーに係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が 400 本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に 1.6 を乗じた数値として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

照 明

1. 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ○ Hfインバータ方式器具であること、または、エネルギー消費効率 が表に示された区分毎の基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	---

表 蛍光灯照明器具に係る基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト

1：形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

2：「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

3：「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

2. 蛍光管

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光管 (直管型：大きさ の区分 40 形蛍光 ランプ)	【判断の基準】 ○高周波点灯専用形（H f）であること。 または、 ○ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと ①エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/W以上であること。 ②演色性は平均演色評価数R _a が80以上であること。 ③管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 ④水銀封入量は製品平均10mg以下であること（注）。 ⑤定格寿命は10,000時間以上であること。
---------------------------------------	---

注）水銀封入量については、各個別品の品質管理が困難であるため、製造工程で使用された水銀量を製造本数で除して、製品平均の水銀封入量を算出する。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光管（直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ）の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の本数の割合とする。

自動車 普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。(2輪車及び重量車を除く。)

(1) 品目及び判断の基準等

低公害車	【判断の基準】 ○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車であること。 【配慮事項】 ① 鉛の使用量（バッテリーを除く）が削減されていること。 ② 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③ 再生材が多く使用されていること。
低公害車以外の自動車 (ガソリン車、ディーゼル車)	【判断の基準】 ① ガソリン車である場合で、乗用車にあつては、環境庁の定める「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること（「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス車として運輸省の認定を受けている場合は、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合しているものと見なす。以下同じ。）及び表1に示された区分毎の基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表3に示された区分毎の基準を満たすこと。 ② ディーゼル車である場合で、乗用車にあつては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表2に示された区分毎の基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針に基づく移行期低排出ガスレベルに適合していること及び表4に示された区分毎の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ① 鉛の使用量（バッテリーを除く）が削減されていること。 ② 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ③ 再生材が多く使用されていること。

表1 ガソリン乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上

車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上
----------------	-----------

表2 ディーゼル乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表3 ガソリン貨物車に係る基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/ℓ以上
			構造B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/ℓ以上
			構造B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/ℓ以上
			構造B	16.2km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/ℓ以上
			構造B	15.5km/ℓ以上
		828kg以上		14.9km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト以下のも の	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以 下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/ℓ以上
			構造B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
		1,516kg以上		9.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/ℓ以上
			構造B	11.2km/ℓ以上
		1,266kg以上		10.3km/ℓ以上

備考1：「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ. 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ. 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、

当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

- ハ、運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

備考2：「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

表4 ディーゼル貨物車に係る基準

区 分				10・15モード 燃 費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7トン以下のもの	手 動 式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が 1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/ℓ以上
			構造B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		12.5km/ℓ以上
		1,266kg未満	構造A	14.5km/ℓ以上
			構造B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/ℓ以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/ℓ以上
		1,766kg以上		9.9km/ℓ以上

備考 「構造A」及び「構造B」とは、表3と同様の構造をいう。

(2) 目標の立て方

- ① 低公害車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）とする。
- ② 低公害車以外の自動車（ガソリン車、ディーゼル車）にあっては、当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合とする。

制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服・作業服	【判断の基準】 ○再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10% 以上使用されていること。 【配慮事項】 ① 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
--------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服・作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の着数の割合とする。

インテリア・寝装

1. カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	【判断の基準】 ○再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

2. カーペット（織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）

(1) 品目及び判断の基準等

カーペット （織じゅうたん・ニードルパンチカーペット）	【判断の基準】 ○再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10 % 以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
--------------------------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーペット（織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の量（ m^2 ）の割合とする。

3. 毛布

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。

作業用手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○再生 PET 樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの）から得られるポリエステルが、製品全体(すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く)重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維を使用していること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く）。
------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の量（双）の割合とする。

設 備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	【判断の基準】 ○商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。 【配慮事項】 ○分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
燃料電池	【判断の基準】 ○商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。 【配慮事項】 ○分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
太陽熱利用システム	【判断の基準】 ○給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。 【配慮事項】 ○分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム、燃料電池にあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（㎡）とする。

(第4回グリーン購入法に係る特定調達品目検討委員会資料：環境庁作成)

パブリックコメントにかかる主な意見

1. 基本方針本文

◇各機関の調達方針の適用範囲について、理由の如何を問わず、調達方針の適用対象外とすることは不適當。すべての機関が取り組む姿勢を示すべき。

[考え方]

特殊部門等について、個別の調達方針を作成することでも対応が不可能な場合に限って調達方針の適用対象から除外できることとしたい。

◇特定調達品目の追加・見直しの期限を設けるべき。

[考え方]

追加・見直しの期限（最長5年）を基本方針に明記することでどうか。

◇事業者及び国民のグリーン購入を促進する事項として、「情報提供の推進」部分に事業者や国民が容易に環境物品に関する情報を入手できることを記述すべき。

[考え方]

国等の各機関に対する情報提供は事業者や国民のグリーン購入促進にも資するものであり、グリーン購入法上も情報提供は事業者、国民も対象にしていることから、基本方針の情報提供部分において事業者、国民についても言及することとしたい。

◇グリーン購入に当たっては、事業者自身の環境保全への配慮についても考慮すべき。

【考え方】

重要な視点であるが、事業者自身の環境保全活動は直接グリーン購入法が対象とするところではないので、「そのような考え方もある」ことについて基本方針で言及することかどうか。

2. 特定調達品目及びその判断の基準等

【紙類】

◇コピー用紙の基準において「古紙配合率100%」は高すぎる。

【考え方】

率先実行計画の「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」の分野別ガイドラインにおいて、コピー用紙の古紙配合率については、平成12年度末を目途に100%とするとされており、環境庁をはじめ多くの省庁及び全都道府県・全政令指定市においても既に古紙配合率100%のコピー用紙を使用している。このような現状を踏まえ、古紙混合率を現在よりも下げる理由は見あたらないことから、古紙配合率については100%とすることが適当と考えている。

◇紙類の判断基準に「非木材紙（ケナフ、葦、バガス等非木材パルプを原料にした紙）」の組み入れを検討してもらいたい。

【考え方】

今後、それらに係る多様な環境負荷への影響を踏まえつつ、検討することとしたい。

【OA機器・家電】

◇判断の基準に今後達成すべき省エネルギー法のエネルギー消費効率を加えることは、現時点では法律の前倒しとなり、遺憾。

【考え方】

グリーン購入法は環境物品等の調達を義務づけるものではなく、国等による調

達を通じてその普及を促進するものであり、省エネ法の基準達成を促進するものと考えている。

◇省エネ法基準、国際エネルギースター基準等を採用するものについては、機器の範囲（除外規定）、エネルギー消費効率の定義、測定方法等の付帯条件も同じ内容にすべき。

〔考え方〕

同じ内容とすることの適切性について検討した上で、判断の基準において明記することとしたい。

◇電子計算機、プリンタ、スキャナ、磁気ディスク等のうち大型のものは対象外とすべき。

〔考え方〕

現在の基準で対象とすることの適切性を吟味した上で、対象とするか否かを判断することとしたい。

◇「ガスエアコン」もあるので、エアコンは家電とは別カテゴリーとし、今回は省エネ法の対象である電動式の小型エアコンのみが対象となることを明記すべき。

〔考え方〕

電動式の小型エアコンのみが対象となる旨、明記することとしたい。

◇液晶テレビも対象とすべき。

〔考え方〕

液晶テレビはブラウン管方式に比べて低エネルギー消費型と考えられることから、対象とすることでどうか。

◇コピー機の基準に関し、省エネ法とエナジースターでは測定方法が異なっており、しかも基準値が異なる2つの基準を混合させた判断の基準を作成することは矛盾がある。

【考え方】

省エネ基準とエナジースタープログラムの両方の対象となっている機器については、より環境負荷低減に資する製品を国が率先して購入するというグリーン購入法の趣旨にかんがみ、待機時消費電力のみを考慮した基準であるエナジースタープログラムではなく、動作時の消費電力までも考慮した基準である省エネルギー基準を採用することが適当と考えるもの。ただし、コピー機のように、省エネ基準を達成している製品が未だに複数機種存在していない区分においては、それに準ずる基準を採用すること適当と考えている。

※準ずる基準としては、1997年トップ値（総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会平成10年12月より）又はエナジースタープログラム基準としている。

【蛍光灯器具】

◇蛍光灯器具の基準は、民間への啓蒙も含め、率先して消費効率の低いものの使用が必要であり、「Hf器具等インバータ器具であること」とすべき。

【考え方】

未だインバータ方式の器具は通常品に比べ高価であることから、これのみを特定調達物品等とした場合には調達が困難な場合もあると考えられることから、現時点では、インバータ方式のものに加えて、通常品の中で省エネ型のものを特定調達物品等としていくことが適当と考えられる。

【制服・作業服等】

◇PETの基準（製品全体重量比10%以上）は低すぎる。

【考え方】

国等の各機関における業務形態は省庁によって大きく異なり、また、地域的にも全国に広がっていることから、これらの機関で調達する制服・作業服、カーテ

ン、カーペット、毛布などに要求される機能や物性（風合い、吸湿性、強度など）も千差万別で、使用されている素材や各素材の混紡率も大きく異なる。このため、一律に厳しい基準を課した場合、一部の用途においては、これらの要求仕様を満たすことが技術的に困難となるといった制約要因が存在する。

◇再生PET樹脂に限定するのではなく、未利用繊維を用いた手袋・軍手は市場にも浸透しており、対象とすべき。

〔考え方〕

今後検討することとしたい。

◇今回はポリエステル繊維を使用した製品のみが対象となることを「判断の基準」で明確に記述すべき。

〔考え方〕

そのように判断の基準で明記することとしたい。

【自動車】

◇低公害車とそれ以外の自動車を区別して扱うのはおかしく、自動車全体で共通の判断の基準を採用すべき。

〔考え方〕

低公害車4車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）については、これまで率先実行計画において目標を定めてその導入を推進してきたこと、税制優遇措置等においてもこの4車種を対象としていることなどから、その導入を特に推進すべきものとして別立てすることとしている。なお、将来的に、その普及状況などにもかんがみ、自動車として一本化することは考えられる。

◇LPG車も対象に加えるべき。

〔考え方〕

自動車の判断基準については、排ガス基準と燃費基準を満たすものを特定調達物品等としているところ、LPG自動車については、燃費基準が今後検討される

こととなっているため、これを待って対象に加えることが適当ではないか。

【設備】

◇コジェネレーションシステムを追加すべき。

【考え方】

コジェネレーションシステムは、通常、建築物の建設に併せて導入されるものであるので、建築物と併せ、来年度以降検討していくこととしたい。

【役務】

◇省エネルギー診断（ESCO事業）を対象に追加すべき。

【考え方】

検討中。

◇納入印刷物は再生紙の使用のみならず、インクなども考慮すべき。

【考え方】

インク等については、基準を作成するだけの十分な知見の蓄積がないことから、当初は再生紙の使用のみとし、知見の蓄積状況等を踏まえつつ、来年度以降適宜改定していくこととしたい。

【その他全般】

◇これまで定着してきたエコマークとの関係を明確にすべき。

【考え方】

基本方針のなかでエコマークなどとの関係について触れることとしたい。

◇木材はそれ自体環境によい素材であるので、木材製品であることを判断の基準とすべき。

◇「間伐材などの木材」は曖昧なのでどこまでが対象となるのかを明確にすべき／間伐材などの放っておけば廃棄物となってしまう未利用材が使用されていることを基準とすべき。

【考え方】

これは間伐材、小径木、廃木材、建築解体木材などの木材である。

【配慮事項】

◇「配慮事項」は削除すべき。

【考え方】

そもそもグリーン購入とは、さまざまな製品を比較して、自主的にできるだけ環境負荷の少ないものを優先的に購入していくものであり、配慮事項はそのような自主的取組を促すものとして不可欠であると考えている。判断の基準を満たす物品等を調達することのみで各調達機関が満足するならば、グリーン購入法は、長期的にはグリーン購入の取組を却って停滞させることにもなりかねないものと考えられる。

3. パブリックコメント以外の要検討事項

◇現在検討が進められている資源有効利用促進法の判断基準の内容を反映させること。

【考え方】

資源有効利用促進法の判断基準は事業者に対し間接的な義務づけがなされるものであること、また、その内容は定性的なものであること等を踏まえ、グリーン購入法の判断の基準等との具体的な整合を図っていくこととしたい。